

役場 生活安全係からのお知らせ

○ごみの不法投棄は犯罪です

緑あふれる雑木林の道路脇、農道や空き地など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が依然として後を絶ちません。不法投棄は、自然環境を損ねるほか、土壌汚染など環境への影響も心配されており、町では不法投棄をなくすため、環境パトロールや警告看板の設置などで防止に努めています。

ルールを守らずに、ごみを道路脇や空き地に捨てることは重大な犯罪です。公共のマナーを守ることを心がけましょう。

○不法投棄されにくい環境づくりにご協力ください

土地の所有者や管理者の方は、不法投棄されにくい環境を自分たちで整えることが重要です。周囲に柵などで囲いを設置したり、草刈りや枝おろしを行って視界を確保することや定期的に見回って状況確認するなど、不法投棄を防ぐための対策がとても重要です。私有地に不法投棄された場合は、管理者の責任によって自らが廃棄物の処理をしなくてはならず、町が不法投棄されたごみを撤去することはできません。



空き地に不法投棄されたごみ

猫は室内で飼いましょう～お外は危険がいっぱいにゃ～

飼い猫を外で自由にさせるとケガや病気によって、ご近所トラブルなどの原因になってしまいます。次のことに注意しながら、猫は室内で飼うようにしてください。

○不妊去勢措置

望まない妊娠を未然に防ぐだけでなく、発情やマーキング行為などの困った行動も抑制できます。

○快適な室内環境

- ・暖かく乾いた、静かで清潔な部屋を用意しましょう。
- ・猫が走ったり、飛び跳ねられる空間と上下運動のできるキャットタワーなどがあると喜びます。
- ・猫にとっては、安心して隠れられる場所も必要です。
- ・ストレッチをしたり爪をといだりするために、爪とぎ専用の場所を設置し、水を飲んだり、休んだりする場所からは離れた場所にトイレを設置して、ふん尿は毎日取り除いてあげてください。
- ・ストレス発散のためのおもちゃも喜びます。
- ・猫を複数飼っている場合は、十分な数のトイレやおもちゃ、休む場所など居心地の良い環境づくりが必要です。



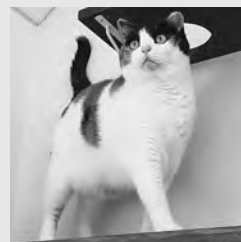
○飼い主とのコミュニケーション

外に出ない猫にとって、飼い主とおもちゃで遊んだり、撫でられたりして時間を共有することは、貴重な時間になります。なるべく長い時間を共有しましょう。

○脱走防止装置・脱走への備え

戸締まりをしっかりと確認し、猫に窓などを開けられないように注意してください。また、万が一、脱走してしまった場合を考慮し、首輪に迷子札をつけたり、マイクロチップを猫に装着・登録するなどして、飼い主が分かるように備えてください。

※ 飼い主のいない猫や屋外での餌やりは、ふん尿問題などで近隣住民の迷惑となりますので絶対にしないでください。むやみに餌を与え続けるとトラブルが起きた時に、その飼い主として責任を問われることがあり、場合によっては賠償を命じられるケースがあります。



役場では、猫やその他の愛護動物の捕獲、保護、駆除はしていません。

猫に関するご相談は後志総合振興局環境生活課自然環境係（TEL 0136-23-1354）へご相談ください。